



2015年  
平成27年

# 7月

〒390-0872

長野県松本市北深志 1-9-22 新町情報ビル1F

TEL: 0263-33-4141

FAX: 0263-33-4111

営業: 月～金曜 9:00～17:00

<http://www.souzoku-kyoukai.com>

## 動けば風がおきる

— 会員数200名達成のお礼に添えて —

6月18日に会員数が200名となりました。先生方のご支援のお陰と厚くお礼申し上げます。

私たちの業界も、他業界と同様に毎年同業者が増え続けているにもかかわらず、既存の仕事量は激減しています。反面、高齢者は毎年増え続けています。これまで高齢者事業に見向きもしなかった士業者も仕事の減少から、なだれを打って相続事業に参入してくると思われる。

したがって相続にかかわる仕事は、今後ますます競争が激しくなるであろうと推測しています。このような変貌する社会環境の中では、仕事の仕方や仕事に対する考え方を見直すべきです。知的産業に従事する士業者は、社会に精神的幸福を援助することで社会から支持されます。これが、私たちが生き残る唯一の手段です。儲けんがための士業者ではなく、社会に貢献する士業者になることです。

ここで、入会時にお渡ししました名刺1000枚の配り方につきまして述べさせていただきます。まだ名刺が手許に残っているという方も多いのではないかと推察致します。もったいないことです。名刺をパンフレットととらえ、先ず身近な人達から、お酒を飲んでいる時、隣に座っている人達にも「相続のことがありましたらよろしくお願いします!」と一声添えて、ドンドン配っていただきたいと思えます。更なる、次のステップへ踏み出すためのきっかけとして名刺を活用していただくことをお勧めします。

今後も高齢者の占める割合が増えると予想される中、私たちも仕事に使命感を持ち、創意工夫と改善をし続けながら、世のため人のためになれるような士業者を目指していただければ幸いです。

### 第8回 全国秋季セミナーについて

#### 第8回 全国秋季セミナーに 堀田 力 先生をお招きします!

開催日: 10月16日(金) ※ 時間未定

開催地: 長野県松本市

講師: 堀田 力 先生 (公益財団法人さわやか福祉財団 会長)

磯村 修司 先生 (岡崎市鴨田本町 相談室)

松村 憲治 先生 (大阪市中央区谷町 相談室)

※ 堀田力先生にご講演いただける貴重な機会です。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

## 相談室紹介

板橋区大谷口 相談室  
柴田 純一 先生 (行政書士)

所在地： 東京都板橋区大谷口2-24-13  
TEL： 03-6780-1408  
FAX： 03-6780-1409  
URL： <http://www.yuigonsyo.biz/>



大阿闍梨であり遺言相続専門行政書士の柴田純一です。遺言相続関連の仕事は今年で25年目。ラジオで『遺言・相続』の話を提供し続け5年目です。仏教の視点から参考になる話をひとつ。誰でも自分の死を直視できない。なぜか？それは死が特異点の一つだから。特異点とは『X/0』のこと。見慣れている『1/X』ではない。つまり分母が『無』土台が『無』です。これは物理・数学・科学もお手上げの世界。ここから死にたくないという恐怖感が生じ、若さと勢いの酔いで『自分

はいつまでも死なない』という妄想を死ぬまで追い求めます。遺言相談では依頼者のこの恐怖を取り除く奥の深い死生観の提供が決め手です。依頼者の苦悩にどれだけ寄り添えるか。これをベグライテンと言います。ちなみに私は陸・海・空自衛官の遺言アドバイザーです。



松本市東町 相談室  
高野 弘文 先生 (行政書士)

所在地： 長野県松本市大手4-7-13  
TEL： 0263-35-8803  
FAX： 0263-31-9662



相続は大変に奥が深い業務であることは日頃強く感じているところですが、同時に知識等を依頼者に上手に伝達する手段も十分に考えなくてはなりません。

わかり易く丁寧に言葉を選び相手が確認できるまで繰り返す。もちろんすべて記録に残すことも大切です。

自分が勉強したことを相手に言葉や書面で伝えながら再度確認することは、とても良い記憶整理作業になります。

現在、年に5回程、市民ネットワークと連携して、連続ワークショップ(参加型講習会)を開催しています。連続してご参加いただくことが最大のポイントです。

参加者の中には知識の豊富な方も多くいらっしゃいますが、誤って理解している方も時折見受けられます。

会場で財産目録や相続関係図などを直接ご自身で作成していただき、現在のご自分の立ち位置などを確認することもおこなっています。

ご自身で書面などをお作りになると、理解が一層深まるようです。

参加者と同じテーブルで同じ目線を持ち、対話をしながらお互いの体温を感じ、共に勉強することが深い信頼関係を築くと信じています。

## 秋田市山王 相談室

### 橋本 里花 先生 (司法書士)

所在地： 秋田県秋田市山王2-11-2  
TEL： 018-893-5036  
FAX： 018-893-5037



司法書士及び行政書士として、相続登記や遺産分割協議書の作成、後見業務等を行っています。

また、市役所や司法書士会が行っている無料相談会に担当者として時々出向いております。無料相談を受けたい希望者が多く、予約がなかなかとれない状況を見るにつけ、私の事務所に足を運んでいただければ、相談だけなら無料で応じているのにと感じてしまいます。相談は無料ですが、その後、手続きを依頼して頂いたり、知人をご紹介して頂いたり、無料相談が仕事へとつながることが多く、嬉しく思っています。これからも、宣伝せずとも、人が集まってくる事務所を目指し精進していきます。今後とも、宜しくお願ひ申し上げます。

## 岡崎市柱 相談室

### 吉田 博幸 先生 (税理士)

所在地： 愛知県岡崎市柱4丁目5-14  
TEL： 0564-55-2700  
FAX： 0564-55-2702  
URL： <http://www.y-taxoffice.com>



#### 「最近の相続セミナー、相続個別相談会を開催して思うこと」

私が代表を務めさせていただいている「税理士法人エスペランサ」は、愛知県内に4つの事務所を設置して、そのうちの 하나가、名古屋駅前に「相続ラウンジ」と言う、相続専門のオフィスを開設し、相続専門の税理士、スタッフを常駐して、専門的に業務を行っています。

相続の相談は、どこに行ったらいいのか？まずは「相続ラウンジ」にお越しいただいて、ご相談ください！とPRしています。そして「相続ラウンジ」を知っていただく方法として、相続セミナーと相続個別相談会を、かなりの頻度で開催しています。

その中で、いつも私が思うのは、家族構成、財産状況など、これは「まず遺言書を書いておかれた方がいいですよ！」ってお話をするんですが、なかなか実行していただくお客様が少なく、当初は、公正証書遺言書を書きましょう！と言っていたんですが、費用の問題、書き直すのは嫌だからもっと時間をかけてから・・・いろんな言い訳を言って、先延ばしする方が多いのが、非常に気になっていましたので、最近では、まず公正証書遺言書を書く前に、練習をかねて、自筆証書遺言書を書いて、清書として公正証書遺言書を書いていただくように、おすすめしています。

過去に公正証書遺言書を書いてあったから、今でも兄弟仲良くお付き合いしている、など言っていたこともあります。

その反面、子供さんがいらっしやらないご夫婦は、遺言書さえあれば、亡くなった方の兄弟と遺産分割協議書を作成し、肩身を狭くして、印鑑を申し訳なくいただくことになったケース、兄弟の居所が、はっきりわからないので、遺産分割協議書に印鑑をもらえず、相続財産の名義変更などが出来ず、売却も出来ないと困惑されたお客様もいらっしやいました。

最近、セミナーや個別相談会で、認知症になったら、遺言書も書けない！相続対策も出来ない！ということ、常にお話して、引き続き言い続けます。

## 平成27年5・6月 新規加入の先生方（敬称略）

小林 政氏	埼玉県	川口市市役所通り 相談室	税理士
大倉 孝博	長野県	安曇野市三郷 相談室	行政書士
森 欣史	石川県	金沢市東大通 相談室	司法書士
谷 茂	愛知県	名古屋市熱田区 相談室	行政書士
石塚 洋	大阪府	大阪市中央区内本町 相談室	行政書士
横山 秀人	福島県	ふくしま飯舘・川俣 相談室	行政書士
堀田 直宏	東京都	杉並区高円寺 相談室	宅地建物取引士
佐藤 実	栃木県	小山市城東 相談室	行政書士
大橋 洋	京都府	京都鳴滝 相談室	F P
中川 春夫	滋賀県	長浜市内保町・福良の森 相談室	行政書士
桐生 雅弘	栃木県	小山市思川 相談室	行政書士
後藤 國隆	埼玉県	蓮田市馬込 相談室	行政書士
山下 義博	高知県	香南市野市町 相談室	行政書士
岡崎 千佳	高知県	高知市高須 相談室	行政書士
水谷 博	愛知県	名古屋市千種区フリーヒル 相談室	行政書士
真鍋 雄規	高知県	高知市帯屋町 相談室	行政書士

5・6月は、全国から新たに16名の先生方を会員としてお迎えしました。会員の皆様からのご紹介、協会ホームページをご覧になってのご入会、事務局から送付しましたDM 葉書からのご入会と、きっかけは様々ですが、今後は全国の相続相談の窓口としてご対応頂きますようお願い致します。遺言書を通じて、家族の絆を強める社会運動の旗手としてご活躍いただくことを願っております。



## 事務局からのお願い・お知らせ

## 1. 「宅地建物取引士」資格をお持ちの皆様へ

本年4月に“宅地建物取引主任者”の名称が「宅地建物取引士」に変更されました。協会ホームページのご自身の「相談室紹介ページ」の記載変更を希望される方はご連絡をお願い致します。

## 2. 「相続遺言相談士」認定試験について

「相続遺言相談士」認定試験は、当面、会員に限定して行う方向で進めております。出来る限り早期に認定試験を実施出来るよう諸手続きを進めておりますので、もうしばらくお待ちください。

## 3. 事務局スタッフのご紹介： 江口 純弘(えぐち すみひろ) 世話人代表代行

本年4月1日より全国相続協会相続支援センター事務局に勤務させていただいております。前職は、東京大学生産技術研究所船舶工学部門を経て、東京大学工学部助手を務めました。畑違いを言い訳とせず、全国相続協会会員の皆様の活動のお手伝いに意欲的に取り組みます。ご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

江口 純弘

